

■協議記録 (※別紙次第の通り進行)

(1) 検討事項の要点について

- 別紙説明資料1『景観協議会における検討事項の要点』を基に、本日の景観協議の議題内容について説明致しました。
- この議題に関しては、ご意見・ご質問等はありませんでした。

(2) 三郷市景観計画(案)【検討】、三郷市景観条例(案)【検討】について

- 別紙説明資料2『三郷市景観計画(案)』及び別紙説明資料3『三郷市景観条例(案)』を基に、別紙参考資料1『指摘事項と対応事項』を用いて、前回の協議会等の指摘事項に対する対応事項について説明したのち、同説明資料について検討を行いました。
- 検討された内容を以下に示します。

① “ほっとする”の具体的な例示の挿入について

- (委 員)別紙説明資料3「三郷市景観条例(案)」P-1の前文に「自然と街が調和し、ほっとする景観づくり」と記載されていますが、この“ほっとする”という表現は、人それぞれで感じ方に差が出るので、もう少し具体的に分かりやすい表現にした方がよいのではないのでしょうか。
- (事務局)「自然とまちが調和し、ほっとする景観づくり」というフレーズは、平成20年度に策定した景観形成基本計画の基本目標で具体化している基本方針なので、景観計画においてもそのまま継承していくべきだと考えています。
- (委 員)それでは、“ほっとする”という表現の具体的な例示を載せるというのはどうでしょうか。
- (委 員)条例の中に具体的に書き込む事は難しいと思いますが、景観計画は市だけでなく市民、事業者の方と一緒に推進していくのであれば、例えば例示でありますけれども、市民や事業者の方がほっとする景観の写真を撮ってもらい、そのようなものを集めて今後の景観づくりの進め方の材料にすれば良いと思います。
- (委 員)具体例をつくり過ぎると、具体的に載っていないものについて揚げ足をとられる可能性があるので、(具体例を挙げ過ぎないようにしてそれぞれの人が)色々考えられるという程度にしておく事が現実的かと思います。
- (会 長)“ほっとする”を具体的にどう捉えるかという事が景観計画に記載されていますので、その表現については、ご理解が得られるのではないのでしょうか。そして、今後の取組みの中で皆さんがどう捉えて、景観を変えていくか、守っていくかという事でよろしいかと思います。

② 景観条例前文の能動形又は受動形表現について

- (委 員)条例の前文で「今後の景観づくりにおいて、先人から受け継がれてきた」という表現になっていますが、ここは単純に先人から“受け継いできた”という書き方にした方が、ふっと入ってくる気がするのですがどうでしょうか。
- (会 長)能動形か受動形かという事ですが、主体的に表現した方が、意欲があると感じられるという事ですがどうでしょうか。
- (事務局)事務局としては、広く皆がそれぞれ受け継いできたと、だからそれぞれ表現した時に書く側からいうと皆さんから受け継がれてきた内容ですよというような表現の仕方しております。この内容については、事務局としては、この内容について色々と皆様でご検討頂きたいと思います。
- (委 員)“受け継いだ”と能動形にした方が、主体性(自主性)が出てくるので良いと思います。(条文においては参加意欲が感じられる)
- (事務局)受け継いできたという文に書き換えると、この辺り全体の文章の入れ替えをしないと文章として伝わらなくなってしまうという事が一点あります。主語を省いてしまった関係で、先人から受け継がれてきた景観だという受動形の表現になってしまうかと思います。
- (委 員)私は原文を支持します。その理由は、先人から引き継いできた財産というのは、自分の意思ではなく過去の人が私たちにくれたものという認識ができるので受動形になります。その後(未来)については、私たちが意思をもって取り組んでいくという事になり能動形ということになります。従って、現在において過去の内容を表現するのであれば“受け継がれてきた”という受動形にした方が良いと思います。
- (事務局)検討した条例(案)については、今後法制担当の方と法制審査を受けた後で修正という事もありますので、その場合には会長、副会長と事務局で打合せをさせて頂き、その部分について修正させて頂くことのご了解を得る予定でおりました。
- (会 長)今後、法制審査で表現の流れについて整理するという事になった場合には、能動形に直すという可能性はありえるという事で、現時点では原文のままという事でよろしく申し上げます。

③ 景観連鎖(用語説明)定義の一部修正について

- (会 長)別紙参考資料1『指摘事項と対応事項』P-1の整理番号3の用語説明で、景観連鎖の定義についてですが、「構成単位(輪)を鎖の輪のように」という、この構成単位(輪)の“(輪)”は何を示しているのか分からないので削除しても良い気がしますけれどもどうでしょうか。

(事務局)ご指摘の通り、削除致します。

④ 条文23条の“景観まちづくり活動”について

(委員)別紙説明資料3「三郷市景観条例(案)」P-23に「景観まちづくり活動」について記述がありますが、この景観まちづくり組織に対して、例えばこういった認定団体への情報提供や、助成をするといった支援について条文の追記項目があると分かりやすいと思いますがどうでしょうか。

(事務局)別紙説明資料2「三郷市景観計画(案)」P-38第9章の「景観形成の推進方策」に、「市民等が行う景観まちづくり活動についての支援策の検討を行います。」と記述しており、これを受けて条文化をしております。景観まちづくり活動の組織の認定と活動支援という事で条文化している部分かと思えます。

(会長)9章の「景観形成の推進方策」に景観まちづくり活動についてももう少し書き込んでおかなければ、条例の内容上、分かりづらいかと思えます。

(事務局)ご指摘の内容については、事務局で検討させていただきます。

⑤ 条文23条2項の“当該地区”という表現について

(委員)別紙説明資料3「三郷市景観条例(案)」P-23の「景観まちづくり活動」の中で、当該地区と記載してありますが、当該地区というのを重点地区と混同してしまうので、当該地区ではなく重点地区以外の地区という事であれば、それを具体的に表現しなければならないと思いますがどうでしょうか。

(会長)はいわかりました。これについては、条文と景観計画との関係が分かるように検討するという事でよろしいでしょうか。

(事務局)注協議会で発言はしておりませんが、ここでいう当該地区は、23条に記述している一定の地区の意味合いです。

⑥ 条文9条3項の“全面的な支援”という表現について

(委員)別紙説明資料3「三郷市景観条例(案)」P-3で、第9条第3項で「市長は、重点地区景観協議会にかかわる活動を全面的に指導しなければならない」となっていますが、“全面的に支援”という表現が気になったのですがどうでしょうか。

(事務局)ご指摘の内容については、法制担当と調整したいと思えます。

結論

- 同景観協議会における『三郷市景観条例(案)』及び『三郷市景観条例(案)』の検討について本日本未決定の内容については、事務局で再度検討修正等(法令担当との調整を含む)を行い、会長・副会長の確認等を経て決定を行うこととなりました。

(3) 今後のスケジュール等(今後のスケジュール、周知活動、今年度以降の景観業務)について

□ 別紙説明資料4『今後のスケジュール等について』を説明したのち、検討を行いました。

■ 検討された内容を以下に示します。

⑦ 『景観啓発に関する項目の追記』と『まちづくり組織への支援の検討』について

(副会長)別紙説明資料4「今年度のスケジュール等について」P-2の「(3)今年度の景観業務について」に5項目挙がっていますが、今後1、2年の景観業務スケジュールに、もう少し啓発に関する項目を書いておくべきだと思います。また、景観条例の条文23条で記述されている景観まちづくり組織にどれだけ支援ができるかという事が景観形成にとってかなり重要なことだと思うので、中、長期的なスケジュールの中でも構いませんので検討して頂ければと思います。

(事務局)ご指摘の通り、景観というものを市民の方にまず知って頂くという事が大事だと思いますので、今後、景観啓発活動、景観イベント等における周知活動を含めて、今後のスケジュールに入れていきたいと思えます。

(4) 景観協議会委員による結びのご提言

・各委員より景観協議会を終えるにあたり、ご意見・ご感想等を頂きました。

(5) 連絡事項

・7月2日(金)から全6回にわたり「三郷学で構想するまちづくりワークショップ」を行います。